

地域ケアプラザ 代表者様
指定居宅介護支援事業所 管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様

横浜市健康福祉局介護保険課長

要介護認定に係る業務の変更について（依頼）

平素より、横浜市の介護保険制度の実施にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

要介護認定率が上昇する後期高齢者数の増加に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、令和 2 年 11 月に「要介護認定事務センター」を設置します。それに伴い、下記のとおり変更点がございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、介護保険制度の円滑な運営のため、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 要介護認定事務センター設置による変更点

ご提出いただいた調査票の選択項目と特記事項の内容に関する疑義は、現在各区役所からご連絡しておりますが、要介護認定事務センター職員からご連絡させていただく場合がございます。

2. スケジュール

令和 2 年 12 月中旬以降、順次拡大予定

3. 要介護認定事務センター設置による効果

超高齢社会の進展に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、各区で行っている要介護認定業務の一部を集約化します。これにより、

- (1) 所要日数や申請件数の増加への対応
- (2) 要介護認定の適正化
- (3) 高齢者に係る福祉ニーズの増加への対応

につなげることを目的としています。

4. 添付資料

横浜市要介護認定事務センターの運営開始のお知らせ

（連絡先）横浜市健康福祉局介護保険課

要介護認定担当 長久、飯尾、栗原

TEL 045-671-4256

E-mail kf-kaigonintei@city.yokohama.jp

横浜市要介護認定事務センターより VOL.1

～ 運営開始のお知らせ ～

この度、横浜市要介護認定事務センターを受託した
(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンターです。
横浜市様と協同して所要日数の短縮、認定調査票の適正化
に取り組んでまいります。実際の運用としては、12月中旬
以降順次問合せをスタートいたします。

営業日：8時30分～17時15分（土曜日、日曜日、祝日
及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）



要介護認定事務センターでは12月中旬以降の
運営に向け日々研修を行っています。

要介護認定事務センターの方針

1. 認定調査票点検と問合せの迅速化

区役所に提出された認定調査票は、要介護認定事務センターに連携され次第、
速やかに点検及び問合せを行います。

2. 認定調査票点検の平準化

認定調査員テキストの定義に沿って、横浜市様に特化したマニュアルを作成・
使用することで、センター職員が同じ品質で基本調査と特記事項の整合性を確
認し平準化を図ります。



要介護認定事務センター
からのお願い



・携帯電話から問合せを行います。

取次待ちが発生しないようセンター職員ごとに携帯電話を持っていますの
で、コールバックは問合せ担当のセンター職員直通の携帯電話にお願いし
ます。

・コールバック時は「事業所名」「調査員氏名」をお 伝えください。

たくさんの調査票を確認していますので、対象者を探すのに時間がかかる
場合もあります。スムーズな対応のためによりしくお願いします。

・4～5区で1班として担当者を固定しますが、複数の 担当者から問合せする場合があります。

調査員様のご負担にならないよう、なるべく問合せをまとめさせていただ
きますが、書類到着時期の違いなどにより、複数の担当から問合せする場
合もございます。予めご承知おきください。

・早めのコールバックにご協力ください。

問合せについては、なるべく早く回答をいただければ幸いです。認定結果
をお待ちの被保険者様に1日でも早く通知できるようセンター職員一同、頑
張りますのでご理解とご協力をお願いします。